

会 議 録

会議の名称	平成21年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成21年5月28日（木）午後6時～8時54分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成20年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 個人情報の保有等の届出手続に関する改善点について 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成21年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 平成21年5月28日(木)午後6時～8時54分
- 2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室
- 3 内 容
 - (1) 平成20年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について
 - (2) 個人情報保有等届出状況の報告について
 - ①能力考課シート ②ディスプレイ排水処理システム設置等届出書 ③東京都心身障害者扶養共済給付業務関係 ④障害者自立支援法業務関係
 - ⑤児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書 ⑥まちづくり推進業務関係
 - ⑦木造住宅耐震診断業務関係 ⑧生涯学習関係名簿 ⑨子ども安全ボランティア保険名簿 ⑩保育所児童保育要録 ⑪家具転倒防止器具支給取付業務関係 ⑫廃止届一覧
 - (3) 諮問事項
 - 諮問第1号 家具転倒防止器具等配送及び取付支援業務委託について
 - 諮問第2号 市民カルチャースクール業務委託について
 - 諮問第3号 団塊の世代のための地域参加講座業務委託について
 - 諮問第4号 放課後子ども教室運営委託について
 - (4) その他
 - ア 個人情報の保有等の届出手続に関する改善点について
 - イ 次回7月の日程について
- 4 出席者
 - 【委 員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	白 石 孝
新 実 信 正	西 口 守	平 沼 昌 子
望 月 皓	山 田 和 男	横 尾 和 歌 子
 - 【市 側】

市長	本多総務部長
<職員課>	

加藤職員課長	関職員課長補佐
福井職員課副主査	
<下水道課>	
井上下水道課長	倉下水道課職員
<障害福祉課>	
佐久間障害福祉課長	井梅障害福祉課主査
江見障害福祉係主事	
<子育て支援課>	
川村子育て支援課長	神田手当助成係長
<まちづくり推進課>	
関根まちづくり推進課長	田嶋まちづくり係主任
<生涯学習課>	
尾崎生涯学習課長	
<学務課>	
前島学務課長	加藤保健給食係長
<保育課>	
小野保育課長	天野保育係長
<地域安全課>	
大澤地域安全課課長補佐	岩崎地域安全課主査
<総務課>	
北村総務課長	稲村情報公関係長
三浦総務課主査	
<傍聴者>	
0名	

【会 長】

それでは、ただいまから平成21年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、恩田委員が所用で欠席されるという報告を事務局から受けております。なお、市長さんは所用がございまして、途中で退席されるという申出をいただいております。

それでは、まず、平成20年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

会長、諮問の前に一言発言をさせていただきます。

個人情報保護等に関しまして、担当より個人情報の開始届、また、廃止届について、相当数の届出漏れがあった旨の報告を受けているところです。委員の皆様には大変御迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳なく思っております。担当には改めて適正な事務執行に心がけるよう、また二度と同じ間違いを行さないよう、事務の見直しの徹底を図ることを指示しているところであります。

委員の皆様におかれましては、今後とも情報公開・個人情報保護制度の適正な運営のため、御指導いただきますよう、よろしくをお願いいたします。大変御迷惑をおかけしまして申し訳ありません。

【会 長】

この件につきましては、平成20年度第4回の本審議会におきまして、既に審議を始めているところです。本日も引き続き、この件に関連いたしまして、検討審議をさせていただきたいと存じます。

市長さんから、ただいま、おわびを兼ねたごあいさつを冒頭にちょうだいいたしましたことを会長といたしまして、確認をさせていただきました。どうもありがとうございました。

それでは早速、お願いいたします。

【市 長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが37件、廃止届が370件となります。

諮問事項について、今回諮問するものは、条例第27条に基づく、「家具転倒防止器具等配送及び取付支援業務委託について」、「市民カルチャースクール業務委託について」、「団塊の世代のための地域参加講座業務委託について」、「放課後子ども教室運営委託について」の合計4件となっております。細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

それでは、これから順次審議をさせていただきたいと存じます。

(市長退席)

【会 長】

それでは、審議に入る前に説明を事務局から受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移ってまいりたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、冒頭に市長からございましたが、保有等届出状況の報告に入る前に、私の方から改めておわびいたします。

前回報告させていただきましたとおり、開始届及び廃止届について、大量の報告漏れがありました。個人情報保護条例の趣旨、審議会を設置趣旨からいたしましてもあってはならないことで、委員の皆様には大変申し訳なく、担当課長として重く責任を感じております。今後、かかることがないよう細心の注意を払っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

担当と協議いたしまして、対応策を検討いたしましたので、本日は付議事項を御審議いただいた後、御報告させていただきたいと思っておりますので、その際、御意見等賜れば幸いです。よろしく願いいたします。

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、報告漏れがあったものを含めまして、開始の届出が37件、廃止の届出が370件です。

届出状況報告書明細を御覧ください。最初が開始の部課別の明細、次ページが廃止の部課別の明細となっています。次ページ以降、内訳、それから各個人情報の届出の内訳、個人情報の記録の名称、目的、内容等を記載しています。本日、開始につきましては、漏れていた分も含めて報告させていただきたいと思います。届出の様式が37件ありますが、できるだけ簡潔に、事業ごと集約して説明させていただくように思っています。

廃止届につきましては、41ページ以降の内訳のとおりです。大変申し訳ございませんが、本一覧表をもって報告と代えさせていただきたいと考えております。記録の名称、保存年限、廃止年月日、廃止の理由、廃棄方法につきましては、おのおの記載のとおりですが、前回も報告させていただいたとおり、いずれにつきましても裁断による廃棄、焼却による廃棄、文書倉庫による保管など、各記録の経緯、所在につきましては全件確認させておりますので、その点、改めて報告させていただきます。

それから開始届の中で、教育委員会生涯学習課の報告案件が多数ございます。これは専らいろいろな事業の参加者名簿でございますが、その中には本当にそのときだけに使う名簿であって、保有の届出が果たして必要なかどうかというものもあります。また、事業の実施主体が保護者、PTAなどの団体で、そこで保有される情報が自分たちの子供の名簿であったりするので、その辺の精度はどうすればいいのか、考え方、線引きについても難しい面があったのかと思っております。

また、案件の中、そのような事業の運営が保護者やPTAなどの団体に委託契約という形態をとる例がございます。個人情報の取扱いに関し委託する際は、条例上、原則諮問事項となっているわけですが、受託者自身の、あるいは自分の子供たちの個人情報である場合、その際の適用はどう考えるのか、この取扱いも難しい面があると思っております。

本日、諮問事項として当初予定から3件追加させていただいております。これにつきましては、今回、生涯学習課の個人情報の保有届の内容を検討する中で、これらは講座や事業の運営委託の中で作られる参加者名簿ですが、その管理の在り方から諮問事項とさせていただくことが、より適正ではないか、と事務局で判断したものでございます。事業自体は一定年度経過しているわけですが、ここで新たにお諮りするという点については大変申し訳なく思っておりますが、契約自体は毎年度契約という形態ですので、より適正を期すという観点で、今回平成2

1年度の委託契約に係る諮問としてお諮りさせていただきたく思います。個別の説明につきましては、あとで事案ごとにさせていただきます。冒頭から説明が長くなりまして、申し訳ございません。

【会 長】

ただいま冒頭に個人情報保有等廃止届内訳というのが、名称等、いわゆる二次情報として膨大な一覧が出たわけです。今、拝見いたしまして、廃止年度は平成3年という古いものも、ごく少数ですが中に含まれておりまして、これらは当市役所のいわゆる公文書の廃棄規程とのかかわりで、区切り等はどうなっているのか。

それからもう一点、これは審議に入る前に会長からの確認ですが、これで漏れはないと我々は判断して、この資料を検討させていただいてよろしいのか。これは非常にばかげた質問に見えるかもしれませんが、資料を確認するときには、そういうことは論理上、極めて大切なことでありますし、将来に禍根を引きずらないためにも必要なことですので、あえて会長が審議会を代表いたしまして、事実確認2点、御説明をつけ加えてください。

これだけ、先に委員に御意見を伺いますので、よろしくお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報の廃止届につきましては、全件、各課に振り分けまして、その情報について所在の確認等々すべてさせていただきますので、これについて漏れはないと考えてございます。

文書の廃棄の管理は、小金井市の文書管理規程というのがございます。その中で各文書にそれぞれ保存年限が定められています。廃棄や保存の管理につきましては、文書管理規程にのっとり、それぞれ適正に管理しているものですので、その辺の漏れについてはないと考えてございます。

【会 長】

委員の皆さんから、また関連して御質問があるかと思しますので、会長としては、まず冒頭に、その2点です。事実確認していただいて、この廃止届内訳の件について、御承認いただけるかどうか、各委員の御意見、御質問がございましたらお願いします。なければ、これをまず承認してから次の審議に入ると、そのようにしたいと思います。いかがでございましょうか。

【仮野委員】

議論は後にやるのではなかったのですか。もう最初にやりますか。

【会 長】

いや、廃止届報告がありますから、あればここで、事実確認は私のほうでしましたが、それについて、そのとおり承ってよろしいということであれば、これを承って、審議はまた後でというようにいたしますが。

今、会長は論理形式上申し上げましたが、それでよろしいでしょうか。

それでは、また、これは後ほどその他にも関連いたしますので、そこで改めてお尋ねするというようにいたします。

それでは説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、順次報告させていただきます。届出状況と様式類集、それから事務局で作成した係る記録の概要、それらをあわせて御覧いただきながらと思います。

なお、報告の中の家具転倒防止器具支給業務関係につきましては、業務委託についての諮問事項として挙げさせていただいておりますので、その際、あわせて説明させていただきます。

それでは、最初に届出番号7-209は「能力考課シート」です。職員課からの案件で、様式類集1ページになります。

人事担当においては、人事管理の適正化のため、平成20年度から新たな人事考課制度を導入いたしました。その中で効果的かつ簡易な評価を可能とするため、本シートを作成したものです。本人考課の後、管理職等による2次考課、3次考課を行うという形になっています。考課成績、考課内容等が個人情報の内容になります。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特にないようでしたら、この件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号20-40は「ディスプレイ排水処理システム設置等届出書」で、下水道課からの案件でございます。

平成15年12月以降の事業に基づくもので、参考に19ページに取扱要綱を資料としてお付けしています。また、様式集の2ページに届出書をお付けしていますので、御参照ください。

ディスポーザ排水処理システムは、主に生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理することにより、公共下水道に流せるようにするものでございます。下水道施設の機能、構造の保全、あるいは水質保全のため、当該システム設置者に必要書類の添付とともに届出書の提出を求めるものです。個人情報の内容といたしましては、住所、氏名、印影となっております。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【平沼委員】

以前はディスポーザを使ってはいけないというように聞いておりましたが、何年からこれは使ってよいことになったのか教えていただきたいと思います。

【下水道課長】

これにつきましては、基本的なお話をさせていただきますと、いわゆるディスポーザというのは2種類ございます。一つは、単純に粉砕しまして、直接下水道に流してしまうものと、一たん粉砕した後、一定の経路を通りまして貯水タンクにためて、その上水だけを下水に流すという方式と二つございます。

小金井市としましては、そのまま下水に流れてしまうと、その後処理場のほうでも処理が大変厳しい状況になりますので、特に法律の定めはありませんが、基本的には個人宅については使用を控えてくださいという状況がございます。

これは一切駄目だということではなく、基本的には使わないでくださいという指導をしているということです。

【平沼委員】

そうすると結局、現在も個人住宅での使用はいけないということではよろしいのでしょうか。

【下水道課長】

原則的には使っていただきたくないということですが、ただ、どうしても付けたいということであると、それに対して、駄目だと言うことはできません。

【会 長】

小金井市は今、南口再開発で大変高層ビルが立ち並び始めたところですが、高層の集合住宅というのはマンション開発事業者が、ディスポーザを個人住宅であっても集合的にシステムとして取り付けるということはあるのですか。

【下水道課長】

ございます。現に、プラウドタワーというところは、その方式でやっております。水処理ということで、地下にタンクがございまして、処理後上水だけを流して、後の残りかすについては一定程度たまったときに、それは基本的に、含水量というのがあるのですが、それが50%を超えてしまうと市で回収できないことになりますので、業者が来て、回収処理をしてくれています。

【平沼委員】

家庭の主婦としますと、もちろんそのまま流せることがうれしいのですが、この間、プラウドタワーにお住まいの方に見せていただきましたらディスプレイが付いていましたので、これをお使いになっているのだと、私たちと大変格差があるなど思ったものですから、説明をいただきたいと思いました。

【会 長】

他にございますか。

【仮野委員】

これを設置するのは一定の集合住宅になりますか。個人宅でも設置できるのですか。

【下水道課長】

先ほど少し触れましたが、個人宅の場合でも、そういった処理槽みたいなものを設けてやれば可能ですが、ただ粉碎して、そのまま流してしまうということとはできないという指導はしております。ですから、個人宅でも実際に付けていらっしゃる方もいます。

【仮野委員】

分かりました。質問を変えます。ここで収集される個人情報というのはどんなものですか。

【下水道課職員】

一般ごみの約6割が生ごみといわれています。小金井市は御存じのとおり、ごみ減量化を推進していることもあってディスプレイをこの用途に使って、集合住宅になるべく使ってほしいということで制定しました。これはあくまでもシステムということで、生ごみを処理する機能が一緒になったものしか想定していません。今までは集合住宅しか想定していなかったのですが、個人でも、生ごみがなくなるということで申請がありましたので、設置場所、使用者というのが個人情報に該当します。

【平沼委員】

今のお話を伺っておりますと、なるべく控えてほしいとおっしゃっているように受け取れたものですから、できれば各家庭がみんなそれをしたらごみ減量になり、楽になるといいますか、主婦の仕事は随分減ってくるなという気はいたしました。でも、今のところ、してはいけないというお話ですので、当分ごみとして、集めるのだと思いますが、市のことを考えますと、どういう方向をとっていったらいいのかということをはっきり、早くにお示しいただけたらありがたいと思います。

また、条件についてもはっきりと言っていたらありがたいと思います。

【会 長】

過年度の当審議会におきまして、高齢者の方は集合住宅の高層階において、一般ごみを含むごみを1階のごみ集積所に運ぶのは大変危険を伴うことであるので、それを補助する方々のコミュニティーの仕組みがあるという審議をここでしたことを思い出しましたが、今後、再開発が契機になって小金井市にも、高層の高さ規制が部分的に緩和された密集地帯におきまして、高齢者の生活という集積もあり得ない話では決してないと思うので、ただいまの平沼委員の御意見というのは非常に生活者の感覚を含めておっしゃってくださっているものと、承った次第でございますが、特に下水道課で何か追加で説明することはございますか。

【下水道課職員】

先ほど委員から今までの建った建物の台所のシンクにつけたらどうかという意見がありました。このシステムは、ストレートに全部処理槽、処理する機械まで行ってしまうというシステムです。皆さんのところの配管は、曲がりながら下水まで行っていますので、下水に影響もございますが、逆に自分のところにもかなり影響がある。ですから、例えばマンションが建って、そこのシンクに勝手に、ディスポーザがいいからといってつけますと、自分のところに影響が出てくる。一定の条件がいろいろあるのです。もしも設置したいとすれば、新築の場合、最初から計画をし、配管しないと無理ということなんです。

先ほど本管にも影響があるといいましたが、それと同時に自分のところの配管にも影響が出てくる場合があります。ですから、そのことも含めて単独で、そういう処理施設もなければ、やはり日本の配管自体がそういうようにできていないものですから、詰まる危険性もございますということで説明しております。

【横尾委員】

私、アメリカに住んでいたときにガーベージ・ディスポーザを使いました。だ

けど、私の経験では、あまり役に立ちませんでした。それは、ないよりはましですけれども、あまりいいとは思いませんでした。

今のお話を聞いて、確かに、特にこれから建てる共同住宅にガーベージ・ディスポーザの配管設備をきちんとしてやるのはいいと思いますが、私みたいに普通のうちに住んでいる者にとっては、アメリカでもそうでしたが、ガーベージ・ディスポーザなんて要らないのです。かえって下水が詰まるだけで、自分も困るし、近所にも迷惑をかけるから、だから、私の勝手な意見ですが、個人の住宅ではガーベージ・ディスポーザの使用は禁止して、集合住宅の場合には、そういう設備を最初から整えているものはもちろん使ってよいと思いますが、個人の住宅は禁止したらいかがかと思います。

【会 長】

そのものの是非を問うのは、この審議会の権限から逸脱しておりますので、貴重な御意見として記録にはさせていただきますが、その是非は下水道関連審議会、生活者関連審議会等、きっとあると存じますので、そちらにこのディスカッションを、そういう御意見が本審議会でも生活者の視点からあったということでお伝えいただければ、横尾委員の貴重な御意見も生かせるものと思います。

かつて、私もアメリカで家族と生活いたしましたので、その御意見はよくしみて、分かるところでございます。どうもありがとうございました。

それでは、それ以外、まだありますか。

【白石委員】

下水道課だけではないのですが、この後のところでも、できれば一言ずつお伺いしたいのですが、今回の業務開始は平成15年度ですね。それが今回、平成21年2月の届出ということで、こういう形で改めて出されたわけですが、何で漏れてしまったのか。課としての取扱いに対する認識を簡単で結構ですから、お答えいただきたい。

【下水道課長】

この取扱要綱を作った際、いわゆる集合住宅を想定していたということが一番大きな原因だと思います。個人の認識の高さと、それから時代の流れで、そういった認識の高さが出たと思うのですが、当時としては、集合住宅をイメージして、当時は個人を想定していなかったということでございます。

【会 長】

よろしいですか。ほかに特に御意見がないようですので、これを承認いたしま

す。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号28-186から188までは「東京都心身障害者扶養共済制度関係」で、障害福祉課の案件です。

この制度は東京都の福祉保健局が実施するものですが、市の障害福祉課が窓口となり行っているものです。平成20年4月より実施しています。心身障害者の方を扶養している保護者の方に万一のことがあった際の、残された障害者の方の生活保障を目的とする年金方式の保険制度です。資料として21ページ以下に概要をお付けしておりますので、御参照いただければと思います。

届出番号28-186は「加入等申込書」です。様式類集は3ページを御覧ください。個人情報といたしましては、加入者及び心身障害者の方に係る氏名、住所、生年月日等のほか、障害の有無、程度、他制度加入状況、年金管理者などが記載されます。

次に様式類集4ページ、届出番号28-187を御覧ください。保険加入者の索引簿でございます。加入者、障害者、年金管理者の氏名、住所、生年月日等が記入されます。

様式類集5ページ、届出番号28-188は台帳でございます。個人情報としましては、加入者、障害者、年金管理者に係る氏名などのほか、加入年月日、掛金の額等が記載されます。

【会 長】

ただいま、三つの案件につきまして一括の説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

事務の流れですが、届出状況報告書の21ページにパンフレットがございますね。制度の仕組みというフロー図があって、実施主体は東京都で、この加入等申込書も東京都知事あてですね。そこで、市と東京都のかかわり、市がどこにどう介入しているのか、それから、この届出書類や索引簿の実際の管理主体がどこにあるのかということをお願いしたいのです。

【障害福祉課長】

御質問がございました東京都と市との関連性ですが、まず手順から申し上げますと、3ページの加入等申込書につきましては、加入されたい御本人が市町村の

窓口へ提出するわけですが、実施主体といたしましては、東京都が行っている事業ですので、市が行っておりますのは、申請書類の受理、それから東京都に対する進達事務ということです。市民の方々の利便性を考えて市が受理事務を行うということです。

加入等申込書等を市でお預かりしまして、それに対しましては、控えという形で、確かに市が受け取りましたということで控えを用意します。それらを紙ベースで東京都へ送付するというので、4ページ、5ページにつきましては、それに基づきまして、東京都のリストとして逆に市に送り返してくれるという形で、今回この3点を届出させていただきました。21ページの仕組みの中に市町村が入っていませんので、非常に分かりづらいと思いますが、加入者の方と東京都との間に市が入る、それはあくまで受理事務であるという御理解をいただければと考えております。

【会 長】

ということは、加入者は、直接都とやりとりすることはなくて、市の窓口を通して、書類の受理や問い合わせをすると解釈してよろしいのでしょうか。

【障害福祉課長】

平成20年4月1日からそのような形になっていて、原則としては市を介するという形になりますが、東京都に直接提出することも可能で、問い合わせに関しましても、東京都に直接聞いていただくというのは全然構わないのですが、それを東京都が拒否するというのではなく、お住まいの近くの市区町村に届け出れば、市民の方の利便性を考えて市で受け付けるということで、直接東京都に提出できないということではありません。実際に、4月から3件ぐらいは直接東京都に提出されているということを確認しております。

【会 長】

東京都でもできるし、市でもできるということは、電子情報ベースでファイルは、都と市と両方で共有されていると考えてよろしいのか、書面で同じ台帳の紙ベースの保管が両者にあるということですか。両者にあるので、問い合わせがあっても、記載漏れがない限り、どちらでも正確な受け答えができると解釈してよろしいのですね。

【障害福祉課長】

はい、そのとおりでございます。

【会 長】

紙ベースということで、まだ発展途上の技術だと思いたすが。

【白石委員】

ちょっとマニアックな話になってしまいますが、フロー図を見ると、この事務は東京都の事業だけれども、国から助成金があるので、そもそもこれは国の事業なのか東京都の事業なのかというのが一つと、それから、市の位置付けですが、普通、事務事業をやる際には、何らかの根拠があつて、法律であつたり、条例であつたり、規則であつたりとこれはどういうようになっているのかということ。それから、他の委任事務であるのかとか、費用負担として都からの支出金とか委託金が来ているのかとか。要するに何を聞きたいかということ、小金井市として、この個人情報保有する根拠、位置付けがあるのかなないのかということを経最終的には聞きたいのですが。

【障害福祉課長】

先ほど申し上げました受理事務を行っていますので、東京都から交付金をいただいております。それにつきましては、交付金の交付要綱の中に根拠が示されているということで、受理事務の件数等に関しまして交付金をいただいております。制度につきましては国の制度でございますが、市まで委託される形になります。市民の方の利便性を考えて、お近くのところに手続きができるような方向をとりたいということで市町村を窓口にしたといった経過がございます。

【白石委員】

今の話ですと交付金が出ているということは、その制度的位置付けは担保されているから、市としての個人情報の保有はイレギュラーではないかとは思いますが。

【仮野委員】

これは、小金井市はもちろんですが、東京都も当然ながら個人情報、同じデータを持っている。これは昔のいわゆる国による機関委任事務ですね。

【会 長】

国は基本的に、地方制度は日本の場合、2層制ですから、都は国との2層でいて、都が今度はさらに下請に補助金をだして、作業の下請にアウトソーシングしているわけです。そのために、白石委員の言う、情報が両方で分散所在しているので、保護管理も非常にそこに複雑性が加わっているわけですね。

【仮野委員】

やはり身障者の方、その保護者の方のためだから、一番近い市役所で手続きを踏

めると。簡単に言えば、都まで行かなくて済むということですね。

【障害福祉課長】

はい。

【仮野委員】

ですから、あとは個人情報をしっかり保護してもらえれば、この事業そのものには異議はありません。

【会 長】

小金井市は東京都の中にありますので、市の地理的な面積、空間も相対的には広くございませんが、今の平成の大合併でものすごい広域の農村部を包む都市、市も全国的にたくさんありますので。

【白石委員】

ただ、最終的には、やはりこれはかなりブラックボックスになっているところがあって、要するに最終的に実質やっているのは、独立行政法人の福祉医療機構と、それから生命保険会社がやっていて、ここは全部個人情報を持っているわけですよ。だから、自治体事業と、実施主体と書いてありますが、実質的にはここに行ってしまうから、厳密に言うと、小金井市として、そこまで管理し切れない。

【会 長】

管理できないわけですね。

【白石委員】

到達できないですね。

【会 長】

ブラックボックスに一方から見ればなっていて。

【白石委員】

個人情報保護ということから言えばね。

【会 長】

民間事業者が守秘義務を負いながら管理、運営しているということですかね。そのように中身を理解させていただこうと思います。

【白石委員】

ただ、小金井市としては、この管理についても万全を期していただきたいとしか、こちらとしては言いようがないです。

【会 長】

まさに、現代の行政情報の非常にふくそうしている姿を我々がもう一度確認したわけでございます。

それでは、ほかに御質問等、御意見ないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、続きまして、届出番号28-189から194まで、「介護給付費・訓練等給付費関係」で、障害福祉課の案件です。

平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い実施されてきたものです。自立支援法の規定によりまして、介護給付費又は訓練等給付費の対象となった方、支給決定を受けられた障害者の方については、指定障害福祉サービス事業者からかかるサービスの提供を受けるわけですが、その経費の請求につき、指定障害福祉サービス事業者が市に請求する際に、必要とされる提出書類が今回の届出書式の主なものです。かかる必要書類は、小金井市障害者自立支援法施行規則に規定されています。

様式類集6ページ、届出番号28-189は「居宅介護サービス提供実績記録票」で、こちらは受けたサービスの記録票になります。

様式類集7ページ、届出番号28-190は「介護給付費・訓練等給付費等明細書」で、主に請求額の明細が記載されることとなります。

次に様式類集8ページ、届出番号28-191は「サービス利用計画作成費請求書」で、サービスを利用する支給決定障害者の方のうち、一定数以上の種類のサービスを受ける方で要件を満たす方は、かかるサービスの利用計画作成料も対象となります。作成した指定相談支援事業者から市に提出される請求書です。

それから、様式類集9ページ、届出番号28-192は「利用者負担上限額管理事務依頼届出書」で、障害者福祉サービスにかかる利用者負担については、所得に応じて負担上限額が定められますが、その上限額の管理を主たる利用事業者に依頼するに当たっての届出書になります。

それから、様式類集10ページ、届出番号28-193は「利用者負担上限額管理結果票」で、負担上限額を超過しないよう各サービスの負担額を集約、調整するためのワークシートです。

最後に、様式類集11ページ、届出番号28-194は「利用者負担額一覧表」で、上限額を管理する事業所に他のサービス事業所が提出する一覧表となってい

ます。

各書式に記載される個人情報等内容につきましては、各届出状況記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

ありがとうございました。ただいま関連する一連の記録票等、ワークシートを含めて個人情報は関連いたしておりますので、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

先ほどの質問と同じですが、丸3年たって4年目ですよね。これは中身から見ても完璧に第一級の個人情報ですが、何で届出が遅れてしまったのかお聞かせいただければと思います。

【障害福祉課長】

総務課長、市長からもお話がありましたように、障害者自立支援法が平成18年4月に一部が施行され、平成18年10月に本格施行されたということで、それ以降、制度改正等も繰り返されまして、ここに来て少し落ちついてきたところですが、本来であれば、遅くとも平成18年10月には保有届を提出していなければいけなかったわけですが、その部分について失念してしまったということで、その対策としまして、条例から要綱まで制定なり改正なり廃止なり、そういったことをする際に、必ずチェックシートを作り、個人情報の保有の届出関係につきましても、そこまで全部終わっているというチェックシートを作りまして、最終的に複数の目で確認した状態で終了させるという形に現在はしてございます。今後は漏れがないかと思いますが、このたびは1年半以上たってしまいまして、御迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

【会 長】

担当課長から、法の施行と一部事務手続上の失念を含めて、おわびを兼ねて説明がございましたが、よろしいですか。

【白石委員】

自立支援法の経過も私はよく存じ上げているので、現場の混乱した状況は確かに分かります。ただ、やはり制度的には問題があったということですので、今後気を付けていただければということです。

【会 長】

当審議会からも、今、白石委員のおっしゃられたように入念に気を付けられる

ようにということを申し添えます。

【仮野委員】

失念が多過ぎるわな。後もずっと失念というのでしょうか。

【会 長】

市長も今日はおわびを公的な場で申されたので、市民にこれを伝えたいと思います。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

【白石委員】

当然、自立支援事業ですから、それぞれの事業者と共有していくわけですね。その事業者に対する個人情報保護の指導であるとか、その辺の現状について少し説明していただけますか。

【障害福祉課長】

まず、自立支援法を施行するに当たりまして、利用者御本人と、あとは事業所の方、サービスの提供事業者ですね。そちらの方々の個々の契約行為になってございますので、市が措置という形では介在してございません。ただし、年に2回程度ですか、サービス提供事業者に対する説明会等を持っております。その中で、市民の方々に関する個人情報の取扱いについては十分留意していただきたい、その上で事務を行っていただきたいと、そのようなことは毎年申し上げているところです。

【会 長】

よろしいですか。

ほかにございますか。ないようでしたら、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、続きまして、届出番号42-1は「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」で、様式類集は12ページ、子育て支援課の案件でございます。

児童扶養手当につきましては、母子家庭への補助制度ですが、平成20年4月から、5年経過時において、就労等自立を図るための活動、障害、病気等でのそのような活動ができないなどの事情がない限り、2分の1が支給停止となることとなっています。2分の1の支給停止にならないための届出、就労努力をしている、障害、病気等があるなどの事情の届出が、この書式でございます。本制度の概要につきましては23ページに載せています。届出に必要な添付書類等に記載され

る個人情報も含めまして、保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、職歴、健康状態、病歴等届出状況記載のとおりです。

【会 長】

ただいま、内容の説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。健康状態、病歴等、秘匿性の極めて高い項目も、この情報の中に含まれておりますことは、先ほどの説明にもございました。いかがでございますか。

特に質問、御意見なければ、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは続きまして、届出番号43-1、43-2について一括して説明いたします。まちづくり推進課の案件です。参考資料として、24ページに「小金井市まちづくり条例」をお付けしています。

届出番号43-1は「地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会構成員名簿」です。小金井市まちづくり条例第9条以下では、市内の一定のまとまりを持った区域について、その地区内の市民が、地区内の特性を生かした住みやすいまちづくりを推進することを目的に、地区まちづくり協議会を設置し、地区まちづくり計画を検討できる旨を規定しています。また、同じくまちづくり条例の第19条以下では、緑の保全や福祉など特定の分野を調査、研究するためのテーマ型まちづくり協議会を規定していて、係る構成員の名簿を保有するものです。

次の届出番号43-2は「地区まちづくり計画提案書及びテーマ型まちづくり計画書提案書の同意書名簿、地区住民名簿」ですが、最終的にその協議会でまとめられた計画素案あるいは提案につきましては市長に提出されることとなりますが、その際は、条例上、当該地区地権者等の一定の同意が必要という規定になっていまして、その同意者を示すための名簿です。記載される個人情報につきましては、いずれも住所、氏名、電話番号となっています。

【会 長】

ただいま、まちづくり条例に関連する事項の2件につきまして、総務課長から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

なお、条例が資料として掲載されております。長い条文の記述でございますが、御高覧願います。

【新実委員】

まちづくり協議会の、現実に今できているもの、それからできそうになるもの、

その辺で幾つぐらいあるのか、ちょっと教えてほしいのですが。

【まちづくり推進課長】

実際に動いているのは、恥ずかしながら1件もございません。今後、動きそうな案件は何件かございます。今、担当と、地元住民といろいろ協議しているところですが、それが実るかどうかというのは、まだ分からないところです。今回も何件かやろうということで、話は出ているのですが、いろいろな条件がありまして、なかなかできていないということです。

【新実委員】

これは事前のものですね。現実のものじゃないです。これから出てくるものに対する対応の仕方を出しているというように見えていいのです。

【仮野委員】

実態は何もないのに、届出をする必要はあるのかな。様式を定めるということですか。

【新実委員】

出たときのことを用意しているのではないですか。

【会 長】

様式に、こういう名簿を含む個人情報記載枠を設けることについて、予防的審議を願い出たということですね。

【白石委員】

また同じ質問になりますが、多分、ここについてはまちづくり協議会等が動いていないので、届出意識もなかったと思うのですよね。ここはそういうお答えになると思うのですが、同じまちづくり推進課で、この後の木造住宅の耐震診断は多分、もう少し動いている事業だと思うのですが、再開発の担当課は都市整備部の中ですか。

【総務課長】

再開発については開発事業本部という本部制を敷いてございます。都市整備部とは別になっております。

【白石委員】

では、それはちょっと置いておいて、改めて質問です。要するに、何で届出が遅れたのかという点についてお尋ねします。

【まちづくり推進課長】

大変申し訳ございません。こちらも、事業を推進するに当たって、言いわけに

なってしまいますが、開発課、計画課、まちづくり推進課と、多様に移動している時期でございまして、様式、条例等を作れば、個人情報保護審議会等にかけて、様式等の報告をしなければいけないところがございますが、その条例ができたときと条例を施行するとき、現実とのギャップ等がございまして、その中で、なかなかうまく、職員同士の連絡がとれていなかったということが一つございます。後の住宅耐震に関しましても、そちらは失念していたということで、大変申し訳ないと思っております。

今後のことですが、要綱、条例等がある場合には、必ず個人情報があるのだということを考え、個人情報がないということが分かっていたとしても、必ず個人情報があるというように探しながらチェックしていくということを、課の中でもう一度確認しておりますので、今回は失念したということで、大変申し訳ないと思っております。

【会 長】

ほかに御質問等ありますか。

特にないようですので、この案件、承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして届出番号43-3、43-4についても一括して説明いたします。こちら「小金井市まちづくり条例」を御参照ください。

届出番号43-3は「大規模土地取引行為届出書」で、様式類集は14ページです。まちづくり条例第29条以下は、市内で5,000平方メートル以上の土地に関し、売買、地上権設定、賃借権設置等、権利関係に係る契約行為等をする場合、事前に市長に届出を求めています。係る届出書の書式となっています。記載される個人情報は、氏名、住所、土地の地番、権利関係等となります。

続いて届出番号43-4は「地区計画の区域内における行為の届出書」です。様式類集は15ページから18ページになります。都市計画法上、地区計画として定められた地域に関しては、建築物の建築、土地の区画形質の変更をするに当たり市長への届出が必要という規定で、係る書式です。記載される個人情報は、氏名、住所、電話番号、印影となっています。

【会 長】

ただいま、事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特にないようでございますので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして、届出番号43-5から43-10まで、木造住宅耐震の助成にかかるものを一括して説明いたします。

資料として33ページ以下、「小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱」及び「小金井市木造住宅耐震改修助成金交付要綱」をお付けしています。

市では、市内の木造住宅について、その耐震診断及び改修工事を実施する場合、その費用の一部を助成する制度を設けております。最初に様式類集19ページ、届出番号は43-5になりますが、こちらは耐震診断助成金の交付要綱5条に定める事前相談の相談カードになります。住所、氏名のほか、所有形態等を記入していただくこととなります。続いて様式類集の20、21ページですが、こちらにつきましては耐震診断及び改修助成金の交付申請書になります。要綱6条に基づき耐震診断の助成金申請書で、添付書類にありますように納税証明書をつけていただきますので、税額等の個人情報を保有するということになります。様式類集22、23ページですが、こちらは耐震診断及び改修助成金の請求書になります。こちらは、交付決定通知があった後、実際に請求金額を示して請求するための書式です。銀行の口座番号等の提出が必要で、そちらを個人情報として保有することになります。次の様式類集24ページ、変更申請書です。こちらは事情により、改修工事の変更あるいは中止を求めるものです。様式類集25ページ、完了報告書です。工事終了後に提出をいただくものです。最後に様式類集は26ページ、こちら受付台帳です。耐震改修相談者との相談内容の記録で、具体的な相談内容が記録されます。

各様式に記載される個人情報内容等は、届出状況記載のとおりです。

【会 長】

一連の届出、あるいは相談等の変更、中止を含め、プロセスの様式に関する情報項目について詳しい説明がございました。

御質問、御意見があればお受けいたします。

【新実委員】

これは市の単独事業ですか、それとも補助事業ですか。

【まちづくり推進課長】

これは補助事業になっています。

【横尾委員】

この耐震建築診断について、これは平成18年に始めたのですね。であればいいのですが、私は10年ほど前に、この耐震建築の診断について、実に奇妙きつな経験があるのです。というのは、当時は市の補助ということではなかったらしいのですが、耐震建築の協会を組織したので、昭和52年以前の建築基準法にのっとって建てた家は、耐震建築の診断をしてくれるとのことで、診断自体は無料であったので、それをやってもらったのです。

私の家は、横浜国大の飯塚教授、耐震建築の第一人者ですが、そのお弟子さんに建ててもらったから、私は耐震建築には自信があったのですが、やはりセカンドオピニオンの意味でお願いしたのです。そうしたら、確かにうそではなくて、国分寺で開業している一級建築士の方が現れ、家を全部見てくれて、2週間の内に報告書を持ってきてくれたのです。そして、耐震度上位5%、それはいいのですが、それだけではなくて、72万円の見積書を持ってきたのですよ。だから私、「耐震建築で問題ないのに、なぜ72万円の見積書を持ってきたのか。」って聞いたならば、何だか、どこそこに何を付けたらいいとか、どこそこに換気扇をつけろとか言うのですよね。びっくりしまして、「悪いけれども、もしも工事を発注するのなら、あなたには発注しません。私の家を建ててくれたところに発注します。」と言ったら、あなたは20年前に建てた建築士とまだ交際しているのですかと言うから、「していますよ。」と言ったのです。

なぜそんなものを持ってきたのかと思って私、キツネにつままれた思いでした。その建築士には帰ってもらって、それを持って私の家を建ててくれた建築士さんのところに行ったのです。セカンドオピニオンの意味でやってもらったら、成績はよかったけれども、見積書を持って来られて何事だと言ったら、「相手にしちゃいけませんよ。72万円の見積書が、実際にやらせたら200万ぐらいになってしまうのですよ。」って。そんなことだろうと思ったから、私は追っ払ったのですが、どうしてそういうことがあったのですかね。市とは関係ないのですか。

【仮野委員】

被害に遭わなくてよかった。きっと悪徳業者でしょう。

【会 長】

そういうケースは答えにくいでしょうが、担当課から総括的に分かりやすい説明をお願いします。

【まちづくり推進課長】

今おっしゃられたようなことは、あったという話は聞いております。

いろいろな協会がございますので、それがすべて善意の団体であるかどうかというのは分かりませんが、小金井市としましては、平成18年から耐震診断、耐震改修の助成を始めました。これは国で、平成18年度から耐震改修を行った方は所得税の控除を受けることができるということでございまして、そうすると、所得税の控除を受けるためには市が指定した機関で、指定したなりの強度を持った建物でなければいけないというのがありましたので、急きょ、小金井市でも、10月ですが、作らせていただきまして、診断等の補助ができるようにいたしました。

業者は、市が指定している業者と東京都が指定している業者がございます。それらを参考にさせていただいて、その中から選んで作業してもらおうということになります。ですからその他の業者に対しては、小金井市では分かりません。

【仮野委員】

少なくとも、今、横尾委員が言われたケースの、小金井市が耐震建築協会を運営していた、あるいはつくっていたということはある得ないわけですね。

【まちづくり推進課長】

関係はございません。

【横尾委員】

市とは関係なかったのですね。

【まちづくり推進課長】

小金井市と言われましても、市が許可しているものではないと思います。小金井市は建築行政を行っていませんので、この建築士の認定はできませんので、建築士協会、地元協会に診断をお願いしているところでございます。

【横尾委員】

名刺を置いていきましたが、国分寺で事務所を運営していて、確かにまともな建築士だったのですよ。だから私、小金井市と関係があるのかなと思ったら、そうじゃなくて、一種の悪徳業者ですか。

【仮野委員】

追い払って正解でしたよ。

【会 長】

ただ、今そういうのを、ここには医師の先生もおいでですが、医療の世界でもエビデンスド・ベースド・メディシンとか、要するに、標準の手順とか方法があ

って、それに基づいて定額による診断といいますか、そういうものがあることによって、広く市民社会に、非常に安心・安全の生活をサポートする、こういう木造建造物の耐震性の診断というものは、やはり標準的な価格制度があっていると思うのです。これは、そこに規制がないものですから、良心に基づかないで行う事業者があれば、とんでもない、時価相場で請求書が行われるということが一般的に考えられ得るわけでございますので、やはり、我々市民も、よく学習をして、情報化社会の中で構える必要があると、今のやりとりを聞きまして、私も感想を持った次第でございますが、横尾委員、それでよろしいでしょうか。参考にすべき貴重な体験をありがとうございました。

【横尾委員】

昔の経験があったものですから。分かりました。気を付けます。

【平沼委員】

7年ぐらい前の話ですが、私は市役所に伺いに行きまして、耐震工事というのはどうやったらいいのか御相談に伺いました。そうしましたら、小金井市には、今のところ、推薦できるような業者はいないから小平の市役所に行って聞いたほうがいいですよって言われたのです。ですから、小金井市役所の方が、小平市役所を推薦なさるのはどういうことだろうと思って、それから私は耐震改築というのをやめまして、そのまま過ごしております。そんなことがございましたので、市役所に伺ったときに、どういう業者さんとか、どういうところに相談したらいいかを教えていただけるシステムが確立しているといいと思いました。

【会 長】

これは、当該受付カウンターのコンサルテーションにかかわる業務のケースでございますね。

【仮野委員】

ほかの市役所に行けなんていうのは究極のたらい回しですね。

【まちづくり推進課長】

その当時は、今もやっていませんが、建築行政を行っているのは東京都の小平にある建築指導事務所ですから、多分、東京都の建築指導事務所で聞いてくれということを使ったのだと思います。小平市役所に近いのですが、そこは建築のプロですので、いろいろ教えていただけます。

ただ、平成18年からは、小金井市でもそういう、どこがよろしいですかと言った場合にはお勧めできるように、要綱等をつくって、財団法人ですが、東京都

建築士事務所協会南部支部の会員の方及び東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度というのが東京都にございまして、その中の事務所の一覧表を持っておりますので、それを見ていただいています。ですから、今回来られましたらば、そちらをきちんと説明いたします。

【平沼委員】

次回伺います。ありがとうございました。

【会 長】

やはり、年配の方であれば、説明が聴きづらい面もあるので、なおさら市の説明は、入念に丁寧な対応に心がけていただきたいと思います。よろしく願います。

それでは、ほかにないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、続きまして届出番号33-51から33-59までですが、こちら9件は、いずれも教育委員会生涯学習課の案件です。すべて、講座や事業の参加申込書、あるいは参加者名簿です。事業の概要を順番に説明します。

届出番号33-51は「心身障害児学校外活動参加者名簿」で、学校五日制により休業となる土曜日に、心身に障害のある児童生徒を対象として、スポーツ活動、文化活動等の授業を実施し、豊かで充実した地域活動の促進を図るということで、こちらの事業につきましては、「小金井市学校五日制の会」という団体に事業委託をしていますが、その事業を受託する団体自体が、障害児の父母、保護者により構成されるもので、その子供たちが参加者という構成になります。

それから届出番号33-52は「古文書講座参加者名簿」で、こちらは地域等に残る古文書をテキストにして学習する入門講座です。

それから届出番号33-53は「青少年育成コーディネーター・ボランティアセミナー参加者名簿」です。小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学が連携し、地域や学校等でのボランティアとして活動していただくための講座を実施し、ボランティア活動を目指す人やスキルアップを目指す人など、だれでも参加できる講座です。

それから届出番号33-54は「青少年のための科学の祭典ボランティア名簿」で、青少年に実験やものづくりを通して自然科学の本当の楽しさを体験してもらい、発見の喜びや感動を実感できる科学技術の体験イベントを市民サークル、理

科教師、大学研究室、産業界と協力して開催するというのが科学の祭典ですが、そうした各ブースのお手伝いをボランティアで小金井市立の中学生にお願いしているということがございまして、その参加者の名簿になります。

それから届出番号33-55は「家庭教育学級参加者名簿」で、家庭と学校、地域が連携をとり、児童生徒のよりよい環境づくりなどを図るために、保護者と子供がともに学習する場を設けようというものです。主に講座などを企画、実施するもので、例えば家庭教育の諸問題に関することや家族関係のあり方などといった内容の講座の企画、実施を担います。本事業については、PTA連合会が請け負っておりますが、この講座は小中学校で開催され、その際、学校の安全管理の観点から、だれが学校内に来ているのか確認するために、参加者に記入させる、これが名簿を持つ目的です。

それから届出番号33-56は「思春期子育て講座参加者名簿」で、こちらも同様にPTA連合会が請け負っております。思春期の子を持つ保護者等が家庭や地域において、子供たちに適切な指導、教育が行われるよう学習の機会を提供するという目的で、係る講座を企画、実施する事業です。こちらも学校の安全管理の観点から、だれが学校内に来ているのか確認するために、参加者に記入させるための名簿になります。

それから届出番号33-57は「市民カルチャースクール参加者名簿」で、市内で活動するNPO等を中心に、日ごろの活動に基づいた講座を開催することにより、趣味や関心が同じ人との交流のきっかけとなるよう、また地域活動の活性化などを期待するもので、その参加者名簿です。講座の実施を社会福祉協議会に委託しています。こちらについては、後で諮問事項と合わせて説明させていただきます。

それから届出番号33-58は「団塊の世代のための地域参加講座参加者名簿」で、定年退職を迎える団塊の世代の方に、小金井のことを知っていただき、地域活動、郷土の文化や歴史を紹介し、これからの地域貢献活動への参画、生きがい等の発見をいただくために講座を開催するものです。こちらについては、講座の実施をNPO法人に委託するもので、こちらについても、後で諮問事項と合わせて説明させていただきます。

それから届出番号33-59は「放課後子供教室参加者名簿」で、この事業は、市内の各小学校において、放課後や週末等の児童の安全・安心な居場所づくりとして、学校施設の空き教室などを活用し、地域の方々とともに文化活動、体操、

校庭遊び等を通して、地域社会の中で健やかにはぐくまれる環境づくりを目指すものです。こちらについては、講座の実施を放課後子供教室実行委員会に運営を委託しています。こちらも委託について諮問とさせていただいておりますので、後で説明させていただきます。

個人情報の保有の説明については以上で、各事業、各名簿に記載される個人情報は、それぞれ届出状況記載のとおりです。

【会長】

どうもありがとうございました。ただいま生涯学習関係名簿の説明をいただいたわけですが、その説明の中にあつたように、後半の一部の届出番号の案件につきましては、後ほど、諮問事項と関連させまして、そこで審議をさせていただきます。

それでは、早速、御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

大半が参加者名簿や受付名簿ですが、例えば一例を挙げてお伺いしたいのですが、届出番号33-55や届出番号33-56、これはPTA連合会ですよね。届出番号33-57が社協、届出番号33-58がNPO。この名簿は、それぞれの委託先、例えばPTA連合会も教育委員会も持っているということですか。それとも、どちらか1か所が持っているのですか。

【生涯学習課長】

今の御質問ですが、届出番号33-55の家庭教育学級、届出番号33-56思春期講座につきましては、こちらはPTA連合会で名簿を持っておりまして、市では名簿は一切持ってございません。

それから、市民カルチャースクール参加者名簿につきましては、委託先の社会福祉協議会でっておりまして、市では持ってございません。

また団塊の世代のための地域参加講座につきましては、NPO法人に業務を委託しておりますが、こちらの参加の申込みは、市で受付しておりますので、こちらの名簿については市で管理をし、実施しているNPO法人にその写しを渡しているところですよ。

【白石委員】

そうしますと、もう一つお伺いしますが、個人情報の記録の保存年限で、1年と記載されているものと5年と記載されているものがあります。名簿で5年も必要なのでしょうか。なおかつ、市が実質的には保管をしていないとなると、この

意味があるのかどうか、その辺もお伺いしたいのですが。

【生涯学習課長】

市民カルチャースクールと団塊の世代につきましては、国の補助を受けておりますので、その関係で5年保存になります。ほかにも、心身障害児学校外活動につきましても、補助事業ですが、委託自体、障害者団体に全部お任せしまして、名簿については会員名簿的なもので保管をしていると思いますが、市にはその報告書が来ますので、この報告書については1年保存にしております。

【白石委員】

この辺はもう少し整理をされたほうが良いような気がしますね。なおかつ、こちらの教育委員会生涯学習課は軒並み届出が漏れていたでしょう。確かに、いろいろな委託事業であるとか、手元がないのとか、経過は類推できるのですが、個人情報取扱いということであるという問題があるなど。ちょっと精査をしていただいたほうが良いような気がするのです。

現実には、例えばPTA連合会の方だとか社協が継続事業で毎年やっている、例えば去年受けた方に今年もご案内しましょうとか、そういう実態はあるのではないかと思うのですが、任意団体や市民団体、あるいは一般の民間法人であれば、それはそれでいいのですが、市の事業として市が個人情報を取扱うということであると、このあたり、もう少し総務課と教育委員会とで整理をしていただいたほうがいいのか。もちろん、事業の実施に支障が出るようなことをやれと言っているわけではないのですが、ただ個人情報の取扱い上はもう少し整理が必要かなということですね。

【会 長】

この実施機関を明確に教育委員会と明記してありますので、何か紛失や漏えいがあったときに関係ないよと市は決して言えないことなので、ただいまの白石委員の心配されていることというものは、こういうところこそ大事なかと、会長も同感した次第ですが。総務課長から、総括して。

【総務課長】

今御指摘あった点、もうそのとおりだと思います。名簿を持つ意味、それに適した保存年限というのが設定されるべきかだと思います。それからまた、これら事業については委託契約という範囲でやっていますので、委託契約の範囲内の個人情報の持ち方というのが大前提だと思います。

そういった意味で適正な管理については、再度徹底いたしまして、現在の名簿

を持つ趣旨からいきますと、保存年限につきましては1年以下であろうと。事業が実施され次第、廃棄してもいいのかなと思います。ただ、例えばPTA連合会で名簿を仮に活用するということがあれば、それは委託契約の中にまた明確にうたう必要があると思いますので、それについてはもう一度、いま一度中身について精査いたしまして、適正な形ということでまたPTA連合会との調整もあると思います。一定調整させていただきたいと思います。

【白石委員】

諮問の中で、もう一度委託契約書も出てくるから、そこに後書きするのでもいかかもしれないね。

【仮野委員】

この件は基本的には既に終わったことですが、生涯学習課、その前のまちづくり推進課など、失念の多かったところはある程度集中しているなど。総務部長がおられるので、本来、当審議会の委員が質問するべきことではないのかと思うのですが、これは処分なり何かされるのですか。つまり、なぜ忘れたのか。失念した、失念したで終わっていますが、失念した人たちに対しては何か処分はされたのですか。あるいは、今後されるのですか。その辺はどういうように市ではお考えなのですか。

【総務部長】

現在、まだその点は検討はしていません。原因究明をしている段階ですので、今後対応を考えていきたいと思っています。

【仮野委員】

検討していないということは、処分者はだれも出ないのですか。

【総務部長】

個人情報漏えいのときには、当然処分はしているのですが、重要なことですので、その辺も今後考えていくということで検討いたします。

【仮野委員】

何が何でも処分しろという考えではないのですが、聞いていて、忘れた、ごたごたして忘れたという、ある意味ではそれは言い訳にならないよね。どこだっのごたごた忙しいわけで。それがそれこそ10年も20年も忘れたままになっているというのは、組織的に相当根深い何かがあるのではないかと我々は、外の人間としては思わざるを得ないですね。だから、やはりけじめをつける必要があるのではないかな。

【会 長】

これは非常に根深い不作為の問題にも関係していることですので、総務部長の指導のもとに、検討された結果を後日、審議会にも、その時点でお答え願いたいと思います。即答はおそらく不可能だと思いますので、失念されたという報告を今日は何回も伺っておりますので、そういう対応を総務部レベルで、どういうふうに基準をつくるのか、その辺りのお考えをまた次の機会に忘れずに御報告願いたいと思います。

それでは、御質問はほかにないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、引き続きまして、届出番号31-47は「子供安全ボランティア保険名簿」で、教育委員会学務課の案件です。小学校の児童の登下校の安全確保のため、保護者等ボランティアを募りまして巡回パトロール、見守り活動を実施するための名簿です。学務課で御協力いただける方に損害保険に御加入いただくということから名簿を作るものです。保有する個人情報につきましては、氏名、性別、年齢となります。

【会 長】

ただいま説明がありました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

このボランティア保険は、住所要件は要らないのですか。3項目だけでいいのですか。

【学務課長】

住所要件はございません。人数で加入する保険になります。

【会 長】

それでは、ほかに質問がないので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

今の学務課までが過年度までの報告漏れでございまして、ここからは新たな保有でございます。

それでは、届出番号15-48は「保育所児童保育要録」で、保育課の案件です。資料として、37ページに保護者あての通知文等をお付けしていますので、御参照ください。

保育所につきましては、厚生労働省から示されます保育の内容やこれに関連する運営等について定めた「保育指針」に基づき運営されているというところです。ここで新しい保育指針が示されており、その中で小学校との連携として、子供の生活や発達連続性を踏まえた保育の内容の工夫が示されるとともに、小学校に就学する際に、子供の育ちを支えるための資料として、保育所児童保育要録を作成して小学校へ送付することが義務づけられたことから今回御報告するものです。

様式類集の28ページに保育要録の書式案が載っておりますので、御覧ください。記載される個人情報としては、健康状態にかかわる事項、養護にかかわる事項、教育にかかわる事項等が記載されます。

【会長】

ただいま説明がありました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【白石委員】

これは入学先の学校と市の両方に残るということですね。それで、保存年限7年ということは、5歳児の年長さんプラス小学校6年間なので7年間保存するという意味でよろしいのですか。

【保育課長】

御質問のとおり、保育所児童保育要録につきましては、就学先の全小学校の校長あてに写しを送付させていただき形になりまして、保存といたしましては、小学校側と市の両方で保存します。2点目につきましても、小学校6年生を卒業するまで保存と定められていますので、7年保管させていただいております。

【白石委員】

保育所保育指針の推移、それから留意事項については厚労省がつくっているものですね。ですから、厚労省としてこれはもう全国に周知を徹底していますよという理解でいいのですか。

【保育課長】

はい。

【西口委員】

保育所保育指針と幼稚園教育指針は一体のものとして理解しているのですが、多分保育所保育指針が改訂されているときには、同時に幼稚園教育指針も改訂されているはずなのですが、小金井市の場合には、市立の幼稚園はございますか。

【総務課長】

小金井市立はございません。

【西口委員】

そうすると、幼稚園に関しても同じ扱いをしていると理解してよろしいのですか。小学校に年長児童の要領が送られていると理解してよろしいでしょうか。

【保育課長】

御指摘のとおり幼稚園側も改正をしていますし、受け取る側、小学校の指導要領の改正もしております。

【西口委員】

幼稚園の場合には、市立幼稚園がなく、あくまで民間なので、この審議会には出さない形なのですか。

【保育課長】

そのとおりです。

【会 長】

これは、保育と幼稚園は御承知のとおり縦割り行政で、類似している部分もあるのですが、いろいろ入所の条件、全く違いますので。

【白石委員】

そうすると、小金井市立の小学校は教育委員会管轄ですよ。ここで個人情報を持つことになりますよね。そこはどうなるのですか。

【保育課長】

実は、こちらの保育所児童保育要録、保育指針が改正されたのが平成19年度末でございました。保育所児童保育要録は市で作らなければならないということで、私どもの公立保育園と民間の保育園と協力をし合いながら、今回、これができたばかりでございます。実際にこれを使うのは、平成21年4月1日に適用されるのですが、来年の4月の就学時に初めて使うものですので、それまでの間、教育委員会と連携を取りながら、どのような方法で整理していくのかという部分をあわせまして、これから協力して行っていくところです。その中で、個人情報の取扱いについてもあわせて検討することになると思います。

【白石委員】

そうですね、確かにタイムラグがありますからね。

【会 長】

それでは、ほかに御質問がないので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問事項に入らせていただきます。

最初に諮問第1号「家具転倒防止器具等配送及び取付支援業務委託」で、参考までに2ページに概要、事業に係る実施要綱と市民向けパンフレットをお付けしておりますので、御参照ください。

本事業につきましては、地震に対する安全確保対策として全市民を対象に家具転倒防止器具の無償支給事業を実施するということになっています。そのうち高齢世帯、要介護認定を受けている方や身体障害者の方などについては、さらにその器具の取付けについても申請により実施することとしていまして、その物品の配送作業を配送業者に、対象家屋での取付け作業をシルバー人材センターに委託するものです。受託者への条件、処理する個人情報の項目等は、諮問事項記載のとおりです。

お手数ですが、個人情報の保有届にお戻りください。家具転倒防止支給事業、届出番号29-26から29-29まで一括して御説明します。様式類集29ページですが、最初に支給申請書になります。住所、氏名、電話番号のほか、代理申請の方がいれば記載をいただく形になります。次に、様式類集31ページ、支給取付支援申請書で、先ほど御説明しましたとおり、高齢世帯、身体障害者の方などからの取付支援の申請書です。続きまして、様式類集33ページ、支給依頼書で、支給決定後に、配送業者に対する発送依頼書になります。続きまして、様式類集34ページ、取付調査依頼書で、取付けるに当たり設置場所等を事前に調査する。この調査依頼をシルバー人材センターにするものです。最後に、様式類集35ページで、申請等に対する受付簿となります。

なお、平成20年2月の審議会で介護福祉課から同様の事業、高齢者を対象とする家具転倒防止器具事業委託について諮問をさせていただいており、御承認をいただいているところです。今回は対象を広げた形で、その高齢者の方も含む形で、地域安全課が実施いたしますので、この事業は実施期間を3年間と定めておりますが、その3年間は介護福祉課の事業については、休止という扱いになっております。

【会 長】

どうもありがとうございました。

ただいまの説明は、本審議会の届出状況の報告についての事項の審議でございますが、同時に、諮問第1号の案件を兼ねて審議していただきます。御質問、御意見があればお受けいたします。

【望月委員】

受託者に渡す情報の記録の形態で、文書記録の送付となっておりますが、これは申請書のコピーだとか、あるいはまた、市が何か別なものを作って、それを渡すようになるのか、その辺をちょっと確認させていただきたいのですが。

【地域安全課課長補佐】

基本的に、業者には、例えば65歳以上の方ですとか、そういった必要ではない情報をお渡しする必要性がないと考えておりますので、独自の様式を取付業者に渡すこととなります。34ページに、家具転倒防止器具取付調査依頼書がありますが、こちらを業者に渡すこととなります。

【望月委員】

分かりました。要するに34ページに書き直して、これが渡されるということですね。

【地域安全課課長補佐】

そうです。

【会 長】

ほかにございますか。

特にないようですので、これを承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、諮問書20ページ、諮問第2号「市民カルチャースクール業務委託」についてで、生涯学習課の案件です。今回3件の諮問ですが、保有届の内容を検討した結果、個人情報保護条例27条にいう、個人情報にかかわる事務処理委託として諮問させていただいたほうがいいのではないかと事務局で判断しましたので、急きょ追加させていただいたものです。

市民カルチャースクール業務委託は、先ほど事業の目的は簡単に御説明いたしました。この事業は、現在駅前で建設中の市民交流センターが完成した後に有効活用ができるような人材を育成しておきたいという観点で、各種講座の企画、実施について委託するものです。受講者の募集、申込受付、出席者の受講者の決定は受託者である社会福祉協議会で行いますので、その部分について個人情報の事務処理を委託する形になります。参考に、カリキュラム表、平成20年度の委託契約書、仕様書等をお付けしています。平成20年度の契約と同様の内容で、平成21年度の契約を予定しているということです。

なお、資料には付いておりませんが、平成21年度の契約につきましては、個人情報の特記仕様書を付けて契約をする予定でございます。

【会長】

ただいま、届出状況報告と諮問の御説明がありました。
御質問、御意見があればお受けいたします。

【西口委員】

委託契約の中で、受講生名簿の管理も、すべて委託業者にとお考えになっていらっしゃるのですか。

【生涯学習課長】

名簿についてはすべて、委託業者で管理します。

【西口委員】

やり方として、名簿管理だけは市でやって、実施内容については委託先ということはあると思うのですが、すべて、名簿管理も含めて業務委託されている理由を教えてくださいませんか。

【生涯学習課長】

その点につきましては、社会福祉協議会に業務委託していますが、申込み等の対応につきまして、私どもでその電話を受けることになりますと、かなりの本数が私どもに来るといようなこともありますので、窓口の混乱といえますか、あまり負担にならない形で、社会福祉協議会に、申込受付もお願いしているところです。

【西口委員】

その際に、社協が作っている個人情報の保護規定については提出をお求めになっているのですか。

【生涯学習課長】

そこまではやっていません。

【西口委員】

ぜひ、個人情報保護規定を作ってください、それを提出させて、きちっと契約の中に担保していただきたいと思います。

【情報公関係長】

社会福祉協議会では、独自に個人情報保護の規定を作っております。

【西口委員】

それは、市としても管理をされているのですか。

【情報公開係長】

実は私どもの指導に基づいて、社協で規定を作ってもらったという経過がございます。

【西口委員】

そうすると、今回の事業に関してもそれは適用されるという約束はなされているのですか。

【生涯学習課長】

そこまでの約束については、結んでおりません。

【西口委員】

私の大学で、今、町田市の受託事業で、介護予防サポーター養成事業というのを受けています。その際に、1点は名簿の管理については町田市で行う。それから2点目は、大学の個人情報保護規定を提出してくださいという話がありました。ここはもう、契約上仕様書の中に担保されていますので、それぞれの市のやり方があると思うのですが、やはり名簿管理というのは非常に秘匿性が高いものだろうと思います。

それから個人情報保護については、その実施主体、委託先がきちっとできているかどうかということも、やはり何らかの担保、確認が必要になってくるのではないかと思います。

【総務課長】

これは、ある意味個人情報を取扱う事業の委託契約も同様かと思うのですが、相手方の個人情報に関する、どういう規定があるかとか、どういう対策をとっているというのは、現状、すべてにおいて確認できているかというのと、そういうことはないので、ただ、それを補てんするために契約書の中で、明確に仕様書でうたい、罰則規定等々を入れるというような形で、今やっているわけでございます。ただ、相手先がやはり、そういった体制が脆弱というようなことが予想される際は、そういったものを確認するというのは必要なのかなと思っており、今後研究させていただきたいと思います。

【会 長】

西口委員から非常に貴重なご指摘があったので、総務課長が答えられましたが、今後の対応策を担当の部局の責任者の方も含めて御検討して、この審議会に報告していただきたいと思います。

【仮野委員】

今、話を聞きながら、白石委員と話したのですが、委託契約書の23ページ、第8条に、個人情報・機密情報の保護に関する責務というのがありまして、乙の責任を述べております。特に第8条第3項で、小金井市個人情報保護条例に従って、個人情報を適切に扱わなければならないとなっています。今話を聞いていると、社協が既に独自の個人情報保護条例を持っているとするならば、この委託契約書の第8条第3項に、市の条例を守るのは当然として、乙独自の規則もきちんと守るべきだというように書き加えるのがいいかどうか、そこは私、その辺の条例の文案作りは素人なので明確ではないのですが、それを少し明確に入れれば、完璧なものになるのではないかという印象を持ちました。

それと社協というのは既に、こういう仕事は、これまでも随分やっておられて、これまで、個人情報問題については、特に問題を起こしたことはないのでしょうね。つまり逆に言うと、そこはとても、いい意味で慣れているというか、手堅くやっていると言ってくれば、我々は安心できるのですが、そこはどうですか。

【会長】

社協についての信頼性の問題について、その感想を聞かせてください。

【総務課長】

まず、社協に関してそういった事故事例があったということは一切聞いてございません。それから、先ほど情報公開係長が言いましたように、そういった内部の整備というものも進んでいるという状況がございます。また、社協の方とお話しする際については、その辺についても、再度確認ができるときにさせていただきたいと思います。

【総務部長】

契約書の関係は、管財課で作っていますので、その辺仮野委員が言われたことを検討させていただきます。

【仮野委員】

そうですか。それがいいのかどうか、私はよく分かりませんが。より補強するという意味では、せっかく社協も作っているわけだから、社協としての意識を示すし、市側は公として、守らせる、社協は社協として独自に守るということを二重に担保すれば、非常に強力なよいものになるのではないのでしょうか。

【会長】

守秘義務も、規則を明示した上でやる方法が、責任を分担というよりも、負い合うという、重なって関係性を踏まえて論理的に押さえれば、手堅いですね。

それでは、ほかに御質問がないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いします。

【総務課長】

諮問書29ページ、「団塊の世代のための地域参加講座業務委託」です。こちらの趣旨は交流センターが完成した後、定年退職を迎える団塊の世代の方に、いかに地域参加いただけるか、その中で交流センターを活用してほしいというPRを兼ねて、各種講座の企画、実施を委託するものです。

こちらは申込み、受講者の決定等は生涯学習課で行いますが、その出席者の確認というのは受託者、NPOシニアSOHO小金井が行うこととなりますので、その部分の処理を委託することとなります。参考に講座の内容、委託契約書、仕様書等お付けしていますので、御参照いただきたいと思います。

【会 長】

ただいま、諮問事項第3号の御説明がありました。

御質問、御意見があればお受けいたします。

【西口委員】

先ほどの諮問は、名簿管理、受付業務もすべて委託をしているわけですね。今回の場合は名簿管理、受付業務に関しては小金井市で行うというのでは、整合性が取れていないように思うのですが、これはどういう意味があるのですか。

【生涯学習課長】

この委託先につきましては、NPO法人ということで、先ほどの社会福祉法人と比べますと、若干不安がございましたので、これにつきましては、市でしっかり管理していこうということで、市で窓口等の受付をしまして、市で名簿の管理をしまして、その受付名簿をコピーするような形で、参加者の確認をしていただくという方法を取っています。少し矛盾しているかもしれませんが、契約先の団体等の、信用性について検討した結果こういう形になっているということです。

【西口委員】

ということは、契約書又は仕様書で、先ほどとは違うような信用性の担保をなさっているということですか。

【生涯学習課長】

仕様の中で違った担保をしているかということですが、基本的には市の個人情報保護条例を遵守することで、担保しております。

【西口委員】

もしも、個人情報に関しての信用性がないということがあるのであるならば、何らかの契約とか、仕様書の中で、さらなる情報管理に関しての担保が必要だと思うのですが。これ以上は議論いたしません、情報管理に関して、NPO法人なので、社協に比べて不安というふうにおっしゃっていたので、であるならば、さらなる管理に関しての担保というものを求めるべきではないかと、それも明示された文書の中に載せるべきではないかと思えます。

【会 長】

これは御意見として承っておいて、また、後日の審議会で対応していただきたいと思えます。

【総務課長】

今回、資料に契約書はお付けしていませんが、契約書、まず、標準的な約款の中でも、個人情報の取扱いに関する規定、これは必ず入っています。それで、特記仕様につきましては、例えば複製の禁止であるとか、第三者への提供の禁止であるとか、そういったものについては、必ず入っていると思えます。ですから、もし損害を与えるような事情があれば、それを基に契約上の対応はできると、一定の担保は取っているのかなと思えます。

先ほど西口委員にご指摘いただいたように、元々の受託先の個人情報の管理をどういう形で把握するかという点につきましては、なお研究の余地はあるのかなと思えます。その辺の確認の徹底をどうしていくのかなというのは、これからかと思えます。

【会 長】

例えば諮問書の30ページにあるように、参加者に配布する資料の中に、この講座事業にかかわるすべてのプロセスにおいて取得した個人情報は、所定の目的以外には使用しませんということを、募集対象になっている市民全体に対して、明記して表示する、要するに、今の企業経営で言うところの見えるように明示していくというのが、市民に対する温かい配慮だと私は思えます。そういう御指導も含めて、対応策を、今後ぜひ検討していただけたらと思えます。ここで簡単に答弁して、はい、そうですかということで、個人情報保護の業務の執行が十分かということ、言葉じりだけ約束させても、実行が伴わないものは実体化されませんので、今後検討した上で、また、対応策を、後日聞かせていただきたいと思えます。

なお、そういう議論があったわけですから、くれぐれも、現況におかれまして

も慎重に、こういう、社協以外のNPOを含むいろいろな団体、委託等関係を持たれる所管の団体に対して、いろいろなコンサルティングの仕方があると思いますので、それはぜひ、総務部を通して、各実施担当部局に伝達、指導をお願いしたいと思います。

では、この案件を承認いたします。

それでは、諮問事項の最後になりましたが、諮問第4号につきまして、説明をお願いします。

【総務課長】

それでは最後です。34ページ、「放課後子供教室運営委託」で、この事業は、先ほど簡単に説明いたしました。市内の各小学校区域において、放課後や週末の等の児童の居場所づくりという形で、空き教室を利用し、文化活動、体操、校庭遊び等を実施しようというものです。

この事業を実施するに当たり、保護者の方を中心に放課後子供教室実行委員会を設立いただいたわけですが、こちらに運営を委託するという形態をとっております。その中で、参加児童の把握、それから、参加児童に対して保険に加入するという目的から名簿を作成するという必要がございます。これらの管理につきましても、実行委員会をお願いすることになります。

参考に、教室の内容、委託契約書、仕様書等をお付けしています。御参照いただきたいと思います。

【会長】

この諮問事項につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

【仮野委員】

36ページを見ていただくと、この委託契約書の第7条、乙は個人情報について外部に漏らしたりしてはならない。使用してもならないという言葉が入っていますが、これはこれで結構で当然だと思います。

そこで、元に戻りますが、32ページの団塊世代のための講座の件ですが、まず、31ページ、委託契約書は、去年の6月11日に契約しております。そして32ページから33ページまでに仕様別紙とありますが、これは契約書ですか。この仕様別紙というのは何なのですか。

要するに、これが契約書であるならば、今の子供教室運営委託契約書のように、契約書のどこかに、個人情報を外に漏らすなというような趣旨の一文をしっかりと明記しておけば、先ほどの質問にも答えられるものだと思います。

【総務課長】

大変申し訳ございません。団塊の世代の地域参加は、この裏に通常であると標準の約款が当然付いています。その前の22ページ、市民カルチャースクール開設委託契約書の約款が23ページに付いていますが、この契約については、同様にこれが後ろについているというように御理解いただきたいと思います。

【仮野委員】

間違いなく、付いているのですね。

【総務課長】

はい、実際の契約書には間違いなく、付いております。これに関しては添付を省略した形です。そして、こちら仕様別紙、契約書の表紙のところを見ていただくと、契約内容というのが書いてありますが、ここに「別紙仕様書のとおり」とあります。これは契約書と一体でして、この仕様内容で契約をしたということでございます。

【仮野委員】

なるほど。そこまでは分かりましたが、それで、契約書の中に、個人情報について、先ほどの団塊世代の件に関しては何か触れていますか。

【総務課長】

23ページにお戻りいただいて。この同じ内容の約款がついております。第8条が、標準的な約款で個人情報に関する責務ということで、これはすべての契約に付いております。

【仮野委員】

付いているわけですね。

【総務課長】

はい。それで、先ほど申しました、今回の契約では付けていないのですが、さらに、個人情報の取扱いについて慎重を期する、契約については特記仕様書ということで、さらに個人情報に特化した形の仕様書を添付すると、これも付けて契約をするというのが一番手堅いやり方ということになっておりまして、ただ、この放課後子供教室につきましては、特にそういった形態はとっていませんので、別の形の運営契約書ですので、特記仕様書という形では付けていません。

【仮野委員】

何か、混乱してきた。今の説明で分からなくなってきた。団塊の世代の件については、特記事項が付けてあるのですか。

【生涯学習課長】

団塊の世代につきましては、契約書の中ではこういった形でうたっていませんが、特記事項として添付しまして、放課後子ども教室につきましては、契約書の中にその部分をうたっているというところです。内容的には同じような形になっております。

【仮野委員】

なるほど。特記事項を示しておいてくれれば、先ほどの疑問も何も起きなかった。

【会 長】

ただ、心配したのは、NPOは法人形態をとって、組織責任がはっきりしているわけですね。今の諮問事項に出てくるのは、実行委員会というような、契約をする相手先が、NPOや社協のような公益性を含む団体と比べて、任意性の高い市民団体と考えられるので、あるいはこれに並んでNPOに準ずるボランティア活動グループとかですね。どういう団体なのか、相手先がそういう任意性が強ければ、ますます契約書を渡したからいいというのではなく、法的には、紙の上ではそうかもしれませんが、現実には事故を起こさせないという意味では、相手先のいろいろなレベルに応じた関係性の契約の締結の仕方は、工夫が場合によっては要るのではないかと。今日いろいろ検討事項が随分出てまいりましたので、そういうものを会長としてやり取りを伺っておきまして、一抹の不安がなくはないと言えるかと、そういうふうに承知しているわけです。

ほかにございますか。特にご質問等、また後日、総括的な議論、標準的な約款等のいろいろな議論につきましては総務部の責任のもとに検討していただいてご報告いただくことにいたしまして、この諮問事項第4号につきまして、承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、その他の審議事項に入りたいと思います。時間も相当押しておりますが、今日はたくさんの審議をしたのですが、その他について説明をしてください。

【総務課長】

それでは今回、届出手続に関する改善点を事務局で考えてみましたので、報告させていただきます。これら改善案を進めていく中で、ほかにいろいろな方策も出てくるかもしれませんが、適宜改善してよい形を目指していきたいと思っています。資料にまとめさせていただきましたので、御覧いただきながらと思います。

1点目として、見本を付けておりますが、個人情報の目録をデータ化しました。各課に紙ベースのもの、そしてパソコンデータを配置して、各課においてそれを簿冊化してもらうことから始めたいと考えています。この簿冊には、見本として付けていますが、それぞれの申請書や台帳そのものをセットする形で簿冊化する。そしてそれを日常的に確認できる体制をまずはつくりたいと思います。

例えば少なくとも審議会が年4回ありますが、案件確認の際には、必ず、それが現状と合っているのかどうか、確認させることとしたいと思います。これは防止策としてはまずは有効なものになるのではないかと考えています。

それから2点目として、前回にもお話しましたが、諮問は前もって審議会にかけますが、その時点では事務事業で使う申請書等の書式が決まっていないということで、諮問だけに留まって次回に届出をするというケースが多々あるわけですが、一定期間を経ますと諮問が通って落ち着いてしまい、届出を忘れがちになるというパターンが多々あります。本来は当然するべきものですが、今後は諮問後の届出確認を必ず事務局で行い、漏れがないかどうかという確認をさせていただきたいと思います。

それから3点目は、廃止の関係です。まず1点目として説明した簿冊をチェックすることで、使わなくなった書式というのは、ここで一たんは気づくはずだと考えています。今回は370件という極めて多い件数が確認されたわけですが、一番の要因は、それらの文書について、文書管理規程上の保存年限との関係が多かったと各課から聞いています。仮に事務事業が廃止になっても、当該文書自体は保存年限が定められていますので、個人情報保有の廃止の届出も文書管理上の廃止年限に合わせて行う、これが各課の大半の理解です。文書の保存年限は、各課の行政処分の関係などもあります。おおむね3年から5年の保存年限が大変多いのが現状です。その実際の事業の廃止の時点から文書の廃棄の時点、この3年から5年のタイムラグによって失念してしまう等々、大量の廃止の届出漏れが生じたのではないかと事務局で分析をしていますし、各課に話を聞いてもそういう実態はあったのかなというように理解しています。

個人情報保護条例第9条で保有の届出の趣旨を規定していますが、こちらは市がどのような個人情報を保有してどのような目的で使っているか、それを市民が容易に把握できるようにするというのが趣旨です。ですから、廃止につきましては、その事業自体がなくなったとき、その保有するという目的がなくなったときに速やかに廃止の届出をするのがこの条例の趣旨に合致すると、私

どもは考えています。今まで時点について、廃止の届出を出す時点というのは明確に各課に指示をしていなかった実態がありますが、今後は事務事業が廃止になったその時点で、すぐに廃止の届出を出すことを義務付けていきたいと思っております。その上で、廃止届の備考欄にその実際の保存年限、廃棄予定年月日を明記する形で統一をさせていただきたいと思っております。

それから4点目として、各課の周知の方法です。事務局では審議会の案件照会を約1か月半前に行っていますが、その文中に保有届、廃止届の遺漏のない提出について明確に記載する。特に1点目で挙げさせていただきました簿冊と必ず照合、確認をする内容を盛り込んでいきたいと考えています。

それから5点目です。その案件照会の際、従来は案件のない課については、事務の簡素化の観点から文書での事務連絡は要らないとしてきましたが、今後は案件がなくても諮問・届出ごとに文書での回答を求めるようにしまして、各課の意識づけと責任感の植え付けを図りたいと考えています。

それから、資料には書いておりませんが、実際、何より一番重要なのは、各職員の情報公開・個人情報保護条例の理解の徹底であると思っております。これまでも情報公開・個人情報につきましては、職員研修は定期的に実施してきており、各職員のレベルアップには努めてきたつもりですが、今後さらに研修の際は審議会諮問事項の趣旨、手続、保有届・廃止届の趣旨、意味、そういった手続については必ず研修の中に盛り込んでいきたいと思っております。

以上が届出に関する改善点の現時点での私どもの考えです。このような形で始めてみて、まだ足りない部分があるかもしれませんが、その都度見直して、その中で日常的に個人情報を扱う様式類の取扱いを周知させて、ひいては個人情報の重要性を改めて考えさせるきっかけになればよいと思っております。

【会 長】

ただいま、個人情報の保有等の届出手続に関する改善案を、総務課情報公開係と担当を明記した上で別添の資料を作成し、過日の審議会の注文点に対する全庁的な一つの改善の基準事項を集約して5点にまとめて説明されました。時間もあまりないところですが、ご意見、ご質問があればお受けいたします。

【白石委員】

集中管理をどこかでしておかないと、多分、各課に任せると人事異動で、今年、来年はよくてもその後また意識が薄れてしまうことが時にはありますから、現実問題として集中管理で常に総務課から発信していくやり方のほうがいいのかと思

ます。あと、できれば次回でもいいのですが、実際に作られた各課の届出書を集中保管しますよね。現物を見せていただけますか。

【総務課長】

こちらは、モデルという形で作成しております。

【白石委員】

これから全部作るのですよね。

【仮野委員】

見本として、3枚添付されていますが、これは何ですか。

【総務課長】

こんなイメージでという形で。保育課で既にモデルとしてこういう形で作っていますが。実際の書式や、台帳をこういう形で綴っていく、これを日常的にチェックすることになります。

【白石委員】

それが紙ベースと、それから庁内LANであるということですね。

【会 長】

特に電子情報化されたものについてはなかなか目に見えにくいですから。

【仮野委員】

それで、最初に会長の質問にあった、それに漏れはないのですか。

【白石委員】

ですから、課ごとに様式行為がありますね。基本は様式ですよ、申請書や届出書と第何号様式と課ごとにあるものと照合していただければ。あとは個別単体のシステム化されているものもありますよね。それぞれを各課で照合していただければ、大体漏れはないかと思います。

【会 長】

私も、いろいろな官公署の現業の帳票の標準設計を、日本でも相当早期に、経営管理の専門知識が反映するところですから、調査研究にかかわってきておりますので、こういう隅々に至る帳票の伝票が各課ばらばらにでてきたものを標準ルールで管理することを一歩進めて、ワンライティングで済むとか、紙ベースの話ですが、帳票設計の段階から最低限、これだけは項目を漏れなく記載しているという標準様式をできるだけ早く編み出して、そういうものを含めて、体裁はサイズとか様式、図案とか、いろいろあるでしょうが、何か必要なものはミニマムに入っている、チェックしやすい、他の部署が見てもさっと分かるような、何かそ

ういう全体的な標準化の段階まで一步押し進めることによって、出されたものをただ任意に管理するというのではなくて、何かそういう標準化の設計がなされるならば、より安心安全な個人情報保護システムあるいは情報公開部分も含めて、情報の標準管理ができるのではないかと思うのです。だから、そういう展望のもとにいろいろなデザインを、帳票設計をしていただきたいという会長の要望であります。

【望月委員】

一言だけ、参考といいますか、先ほどいろいろ皆さんのお話を伺っていて、人事異動でいろいろ変わってしまうことでうまくいかないというものもあると思います。人事異動があったときに引継ぎがあると思うのですが、その中の一つの項目として、必ず個人情報ということを取り上げるようなことを入れていただくと、さらに職員も、出ていく者も入ってくる者も個人情報というものを頭に置いて仕事をしていくのではなかろうかと思っておりますので、その辺も考えていただければいいのかなと、メニューの中に入れていただくといいのではないかと思います。

【会 長】

貴重なご意見だと思っております。ありがとうございます。

今日は審議案件が極めて多くありました。それで、ただいまの案件はこれ以上ご意見がないものとしたしまして、これを承認いたします。

それでは、最後に次回7月の日程につきましてお願いいたします。

【情報公開係長】

当801会議室の空き状況の関係から、7月30日木曜日ということで決めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会 長】

ただいま、次回開催の日程につきまして、いろいろな諸般の都合によりまして、7月30日木曜日、午後6時から当801会議室で開催したいということですが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。万障お繰り合わせの上、御出席をお願いいたします。

それでは、本日は極めて重要な案件ばかりを多数、慎重審議をいたしまして、長時間、本業のお仕事を終えた後、御参集いただきまして、夜遅くまで、慎重審議に熱心に加わっていただきまして、ありがとうございます。これもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会のすべての審議を終了とさせていただきます。

きます。ありがとうございました。